補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市水産業振興事業
補助の区分	事業補助
補助の概要	水産業の発展と地域の活性化を図るために行う多様な取組を推進する ことで、水産業の振興並びに漁業所得の向上及び安定化を成すため、 水産業振興事業に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	漁業者団体
補助対象経費	船揚場斜路施設、補償船揚場浚渫、増養殖用施設、鮮度保持施設等
類似補助の有無 ※類似補助金の統合メニュー化	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額(定額、上限、下限等) ※少額補助金は廃止	【上限】事業費10万円から300万円までの50%以内 【下限】事業費10万円から300万円までの30%以内 〇少額(5万円以下)補助金の理由
補助率等 ※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	補助事業費の10%から50%以内 〇補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	数值化不可
	〇目標に対する費用対効果(計算式)
数値目標等	算出不可能
※数値目標の設定検証	〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	水産業の振興の指標として水揚量や水揚金額が上げられるが、これら の指標はさまざまな要因によって左右され、当補助金が水揚げに影響 があったか判断するのが困難なため。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
 ※サンセット方式の徹 底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示 等	〇開示内容及びその方法 (手段) 漁協等にメールにて周知
(担当部署) 事業担当	農林水産課 水産振興係
争耒担当 (電話番号)	0259-63-3761